\bigcirc 文 部 科 学 省 告 示 第 九 + 六 号

に 私 +五 属 立学校法 風 号) す 俗 る 営 学 業 \mathcal{O} 施 等 校 施 法 行 行 \mathcal{O} を次 規 に 規 人 \mathcal{O} 伴 則 制 い, 及 行うことの (昭 び ように改 和二十 業 並 \mathcal{U} 務 に \mathcal{O} 正 五 適 できる 私 年 <u>\f}</u> 正 · 文 部 学 化 等 収 校 省 益 に 法 関 事 令第十二 (昭 する 業 か \mathcal{O} 和 法 種 号) +類 律 を定 兀 \mathcal{O} 第 年 め 法 部 条 る 律 を 第 件 \mathcal{O} 改 規 正 平 定 百 す る法 成二 に 七十号) 基 十年 一づき、 律 文 平成二十 第二十六 部 文 部 科 科学 学 省告 条 七 年 大 第 法 臣 示 第 \mathcal{O} 項 律 第 百 及 所 兀 轄 兀 び

平 成二 + 凣 年 六 月二十三 日

十

号)

 \mathcal{O}

部

 \mathcal{O}

公

布

 \mathcal{O}

日

5

施

行

す

る。

文部 科 学 大臣 馳 浩

第 条 第 号 中 及 び 第 項」 を 第 三 項 及 び 第 十 二 項」 に 改 \Diamond る。

成二十五年 第 条 中 日 本 標 準 産 業 分 類 平 成 + 九 年 総 務 省 告 示 第 六 百 + 八 , 号) _ を 日 本 標 準 産 業 分 類 平

総務

省告

示

第

匹

百

五.

号)

に

改

8

る。